平成２３年（再イ）第７５号
兵庫県加古川市平岡町高畑157番地の16　ライオンズマンション702号
再生債務者　稲田　裕輔
1　決議に付する再生計画案　平成24年４月25日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年６月27日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年７月４日まで
平成24年６月６日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（再イ）第９６号
兵庫県相生市旭５丁目17番51号
再生債務者　中村　泰俊
1　決議に付する再生計画案　平成24年５月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年６月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年７月５日まで
平成24年６月７日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（再イ）第１１号
北九州市小倉南区下貫４丁目13番20号
再生債務者　加藤　正治
1　決議に付する再生計画案　平成24年５月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年７月２日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年７月２日まで
平成24年６月11日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（再ロ）第１号
愛媛県松山市針田町54番地１　セジュール針田201号
再生債務者　明田　浩子
1　決議に付する再生計画案　平成24年５月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年７月４日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年７月４日まで
平成24年６月６日　松山地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第６号
愛媛県松山市東石井７丁目６番22号
再生債務者　髙田　直樹
1　決議に付する再生計画案　平成24年５月10日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年７月５日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年７月５日まで
平成24年６月７日　松山地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第９号
愛媛県松山市和泉北３丁目13番30号
再生債務者　堀内　達也
1　決議に付する再生計画案　平成24年６月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年７月６日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年７月６日まで
平成24年６月８日　松山地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第３号
広島市東区戸坂南１丁目５番14号
再生債務者　折出　悦信
1　決議に付する再生計画案　平成24年６月１日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年７月９日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年７月９日まで
平成24年６月11日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第９号
青森県八戸市大字大久保字行人塚12番地90
再生債務者　関場美智子
1　決議に付する再生計画案　平成24年６月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年７月17日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年７月17日まで
平成24年６月11日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成１７年（再イ）第２１６号
岐阜市瑞雲町３丁目１番地
再生債務者　佐藤　圭悟
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成18年３月24日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年６月11日　岐阜地方裁判所

平成１８年（再イ）第２４号
兵庫県篠山市大野182番地、再生手続開始決定時の住所兵庫県篠山市乾新町34番地８
再生債務者　岸本　豊
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成19年１月26日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年６月７日　神戸地方裁判所柏原支部

平成１９年（再イ）第６１号
大阪府豊中市服部西町４丁目11番43号　もも服部207号
再生債務者　山口　悠
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成19年８月27日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年６月８日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（再イ）第３４８号
福岡県行橋市宮市町９―18
再生債務者　中島　滋浩
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成22年11月５日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年６月６日
福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第１１号
仙台市太白区大野田２丁目２番19―604号
再生債務者　平塚正一郎
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年６月８日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２３年（再イ）第７３号
神奈川県秦野市新町９番19号
再生債務者　久多良木清隆
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成24年６月８日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第２号
北海道北見市東相内町616番地16
再生債務者　今井　勇子
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月２日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月17日から平成24年７月23日まで
釧路地方裁判所北見支部個人再生係

平成２４年（再ロ）第１号
佐賀県鹿島市大字高津原3860番地４
再生債務者　中原　哲也
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月４日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月18日から平成24年７月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（再ロ）第１号
新潟県新発田市東姫田429番地
再生債務者　近藤　等詞
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後２時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月６日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月20日から平成24年８月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（再ロ）第３号
北九州市小倉南区下曽根新町４番７―206号
再生債務者　河邊恵美子
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月９日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月17日から平成24年７月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部